

宇部工業高等専門学校における研究活動に関する方針

運 営 委 員 会

制定 令和2年12月8日

1. 研究活動の目的

本校は、高等専門学校設置基準第2条（教育水準の維持向上）第2項及び独立行政法人国立高等専門学校機構法第12条第1項第三号に則して、本校教職員の専門分野における教育内容を学術の進展に即応させることを目的として研究活動を行う。

2. 研究活動の方針

- (1) 研究活動は、教員及び技術職員が行う。
- (2) 教育内容に各専門分野の新しい知識や技術を反映させるために研究活動を展開する。
- (3) 個人の研究活動に加えて、学内グループや民間機関など学外の者と連携した研究活動を推進する。
- (4) 地域共同テクノセンターが推進する研究活動に協力する。

3. 研究活動の目標

- (1) 研究成果を本校の教育内容へ反映させる。
- (2) 研究成果を本校の研究報告や学内報告会、学会等で公表する。
- (3) 個人及び学内グループの研究活動を民間機関等との共同研究や受託研究に発展させ、外部資金の獲得を目指す。